

5 消安第 4427 号
令和 5 年 10 月 30 日

一般社団法人全国植物検疫協会 会長 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

植物検疫くん蒸時の危害防止対策の徹底について

日頃より植物防疫行政への御理解と御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

植物検疫くん蒸の実施に当たっては、植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和 43 年 4 月 22 日付け 43 農政 B 第 699 号農政局長通知）に規定する危害防止上の各種注意事項を遵守することとなっております。

しかしながら、今般、植物防疫所の輸入検査で不合格となった飼料用とうもろこしが、臭化メチルによるくん蒸前にサイロから搬出され、かつ、その搬出中に投薬が開始される事案が発生しました。幸いにも、本事案による人的な被害は発生しませんでした。死亡事故が起こりかねない危険な状況でした。このような事故を防ぐため、植物検疫くん蒸に携わる全ての関係者がくん蒸作業時の注意事項を十分に認識するとともに、現在のくん蒸作業を再点検し、必要に応じて作業時の流れについて見直しを行っていただく必要があると考えます。

このため、貴協会におかれては、植物検疫くん蒸に携わる傘下会員に対して、改めて植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱の遵守を徹底するよう、周知いただきますようお願いいたします。